

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

奈良県人事委員会規則第二十一号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

「一般財団法人奈良県ビ

別表第一中「一般財団法人奈良県デジタルビューロー」を 一般財団法人関西ワ

一般財団法人アジア太

デジタルビューロー

ルドマスターズゲームズ2021組織委員会 に改める。

平洋観光交流センター

」

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。